

2021年7月30日
一般財団法人日本データ通信協会

時刻認証業務の認定に関する調査等の申請受付を開始

～調査等の集中を回避するための早期申請のお願い～

時刻認証業務の認定に関する調査については、時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第3条から第11条に基づき、令和3年総務省告示第232号により、令和3年7月30日に施行されました。これを受けて、一般財団法人日本データ通信協会（以下「当協会」という。）は、本日から時刻認証業務の認定に関する調査等の申請受付を開始いたします。

この新制度の創設に伴い、申請者が希望する調査時期が集中し、当協会による調査活動に支障をきたすことが予想されます。

については調査活動を円滑に実施するため、申請者におかれましては、早期の申請をお願いいたします。

早期の申請が困難な場合は、調査等希望時期を記した申請予定の提出をお願いいたします。

当協会としては、適合性評価機関の原則を厳守したうえで、利用者の不利益が生じないように調査時期を調整し活動を展開する所存です。

なお、電子帳簿保存法施行規則第3条第5項において、当協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付す旨が求められておりますところ、利用者保護を優先し、調査時期を調整させていただく場合もありますので、ご理解賜れば幸いです。

以上

本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人日本データ通信協会
タイムビジネス認定センター
tbc@dekyo.or.jp